

# 釧路湿原自然再生協議会 ニュースレター News Letter

<http://www.kushiro-wetland.jp/>

No.6

発行日:平成17年3月23日

編集・発行:釧路湿原自然再生協議会 運営事務局

平成17年2月22日(火) 第6回釧路湿原自然再生協議会が開催され、「釧路湿原自然再生全体構想」が概ねとりまとめられました。



▲第6回釧路湿原自然再生協議会



▲熱心に議論している構成員



▲左から辻井会長、全体構成作成グループメンバー（中村委員、新庄委員、渡辺委員）

## 【第6回協議会 出席状況】

構成員	個人	38/56名
	団体	28/36名
	オブザーバー	5/14名
	関係行政機関	11/11名
	合計	82/117名

## contents

### 釧路湿原自然再生全体構想 (最終案)が示されました。

- 小委員会開催報告
- 釧路湿原自然再生全体構想(最終案)
- 全体構想の今後の周知方法について
- 全体構想とりまとめ経緯

## 【第6回協議会 開催概要】

第6回釧路湿原自然再生協議会が平成17年2月22日(火)に釧路パシフィックホテルで開催されました。協議会構成員の出席は、現構成員117名のうち82名で、その他一般の方も多数傍聴されました。

会議では、「小委員会開催報告」、「全体構想(最終案)」及び「全体構想の今後の周知方法」について討議されました。パブリックコメントの結果を踏まえた全体構想(最終案)は、会議で概ね了承され、平成16年度中には「釧路湿原自然再生全体構想～未来の子どもたちのために～」として取りまとめていくことになりました。今後は、この全体構想を地域の方々に周知されるよう努めるとともに、協議会構成員のより活発な取り組みが期待されます。次回以降の協議会では、全体構想の考え方に基づいた実施計画の協議などが行われます。

## 小委員会開催報告

平成17年1月と2月に行われた第3回水循環小委員会、第4回再生普及小委員会の開催概要が各委員長から報告がなされ、各小委員会の間で情報の共有が図されました。

### 第3回水循環小委員会

(第3回) H17.1.26(水) 14:00~16:00 釧路地方合同庁舎

- ・小委員会委員の互選により藤間聰委員（室蘭工業大学工学部教授）が水循環小委員会の委員長、中津川 誠委員（独立行政法人 北海道開発土木研究所環境研究室長）が委員長代理に選出され、承認された。
- ・流域の水理、地質構造解明の検討については、湿原周辺の文化財、貝塚の分布、アイヌ史などを調べるとより詳しいことが分かるのではないか。
- ・久著呂川の水環境保全の検討については、農地、林地からの面源負荷だけではなく、畜舎排水などの点源負荷の把握も重要である。
- ・水・物質循環にかかわる知見について委員間の共通認識を深めながら委員会を進めていくことが重要なので、小委員会の開催に併せて勉強会を開催する。第1回目の勉強会として、釧路湿原の水循環について、中津川委員より研究成果を紹介いただいた。

### 第4回再生普及小委員会

(第4回) H17.2.17(木) 18:00~20:00 釧路地方合同庁舎

- ・「釧路湿原自然再生普及行動計画（案）」がワーキンググループにより作成された。この計画の目的は、釧路湿原の自然再生にかかる環境教育と市民参加を一層推進するための行動計画を、全体構想に沿って作成することである。基本的に環境教育や市民参加を「できる者」が「できること」から着手することを原則にしてまとめてある。それを一般の方たちに公表し、呼び掛け、そこに主体的に加わる人たち、団体、企業などの公募を3月から取り組みたいと考えている。

## 釧路湿原自然再生全体構想（最終案）

第6回協議会では全体構想（最終案）が示されました。これは、第5回協議会の討議結果、全体構想（案）に関するパブリックコメント結果を踏まえて、全体構想WGが修正したものです。最終案について出席者全体での討議がなされ、「釧路湿原自然再生全体構想」が概ねとりまとめられました。

次に、全体構想の概要を示します。

### ●「釧路湿原自然再生全体構想（案）に関するパブリックコメント結果概要

#### 意見募集方法

##### (1) 意見募集の周知方法

- ・全体構想（案）を釧路湿原自然再生協議会ホームページに掲載
- ・記者発表

##### (2) 意見提出期間

- ・平成16年12月18日から平成17年1月17日まで(31日間)

##### (3) 意見提出方法

- ・電子メール又はファックス、郵送

#### 意見募集結果

- ・個人21件、団体2件、計23件
- ・年齢 30代3件、40代4件、50代6件、60代6件、不詳2件
- ・男性18件、女性5件
- ・流域4件 [釧路市、弟子屈町]、その他道内12件 [中標津町、帯広市、札幌市、江別市、室蘭市]、道外7件 [埼玉県、栃木県、千葉県、神奈川県、香川県]

■表.全体構想（案）目次別の意見数

全体構想（案）目次	件数
作成にあたっての考え方	5
はじめに	3
第1章自然再生の取り組みに至る経緯の背景	13
第2章自然再生の基本的な考え方と原則	22
第3章自然再生の対象となる区域	6
第4章自然再生の目標	7
第5章目標達成のための施策と評価方法	59
第6章役割分担	0
その他全体に関しての意見	12

(個人の重複回答あり)

### ●釧路湿原自然再生全体構想の副題（サブタイトル）募集結果

#### 意見募集方法

- ・実施期間: 平成16年12月18日(土)～平成17年1月17日(月)
- ・意見の提出状況 提出件数: 6件 (電子メール4件、ファックス2件)

討議の結果、以下のとおり決まりました。

■副題（サブタイトル）: 「未来の子どもたちのために」

■理由: 未来の子どもたちへ地域のかけがいのない世界的な財産である釧路湿原を残していくという意味合いを込めている。

## ●釧路湿原自然再生全体構想(最終案)

### 目次構成

はじめに

第1章 自然再生の取り組みに至る経緯と背景

第2章 自然再生の基本的な考え方と原則

第3章 自然再生の対象となる区域

第4章 自然再生の目標

第5章 目標達成のための施策と評価の方法

第6章 役割分担

【自然再生の対象となる区域、目標などについて、全体構想本文より抜粋】

### 第3章.自然再生の対象となる区域

#### (1)基本的な考え方

もっとも重要な保全対象は釧路湿原です。そして、生態系のつながりを持った流域全体を自然再生の取り組み範囲として考えます。

#### (2)対象範囲

釧路湿原をつくりだした釧路川水系の集水域(分水嶺から河口までのすべての流域)を基本的な対象範囲として考えます(注)。面積は約25.1万ヘクタール、流域は大小多数の支川の集水域からなりたっています(図3-1)。関係する市町村は、釧路市・釧路町・鶴居村・標茶町・弟子屈町・阿寒町の6つの市町村です(図3-2)。

### 第4章.自然再生の目標

#### (1)目指す姿

この自然再生が目指すのは、**この地域に本来生息している生き物たちが絶滅することなく生きていける環境、そして私たちの暮らしに豊かな恵みをもたらす「水と緑の大地」を取り戻すこと**です。



▲シマフクロウ



▲イトウ



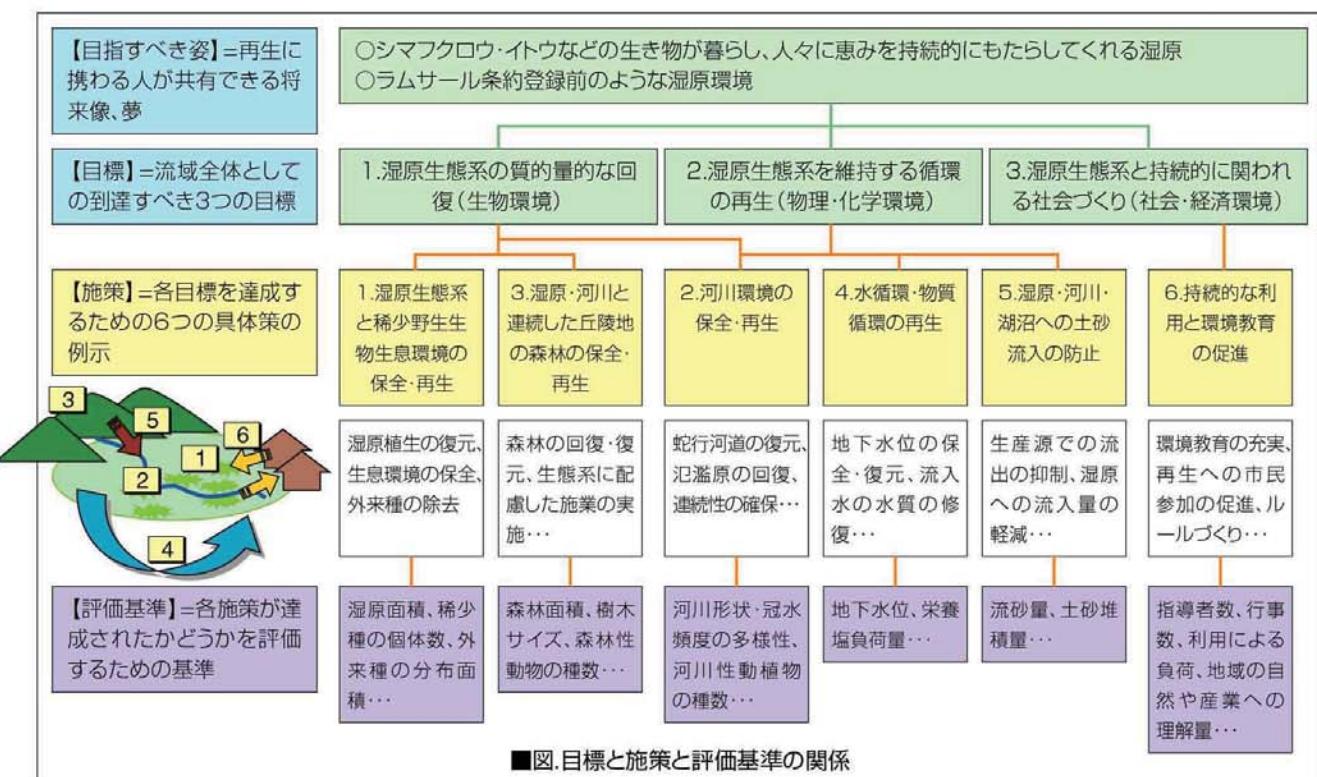
▲タンチョウ



■図3-1.対象範囲の流域(黄線は支川の集水域区分)



注)ただし、阿寒川水系に関しても、かつて一体であった南部の湿原については、つながりを配慮しながら考えます。また、最下流に位置する海域に関しては影響を考慮します(図3-1)



■図.目標と施策と評価基準の関係

## ●釧路湿原自然再生全体構想(最終案)に関する意見

(●:会長 ●:委員 ○:WG委員 ■:事務局)

第1章	<ul style="list-style-type: none"> <li>●注釈で阿寒川の分流について触れているが、阿寒川が自然現象で分流したのか、人為的に分流したのか、またいつ分流したのかがわからない。これは湿原悪化の原因とも関係するのでコメントが必要である。</li> <li>●釧路川の治水史などによると、阿寒川は洪水の時は現在の河口に向かって洪水が氾濫していたこと、また阿寒川は土砂の発生が多く釧路港の機能を確保するために分断した経緯もあり、分流については自然現象と人為的な部分の両方あったと考えられている。全体構想では簡潔に書くようにした。</li> <li>●全体構想に記述している内容の資料は、今後整理して、全体構想に関わる関係資料の提供として、インターネットあるいはその他の方法で公開していく予定である。</li> </ul>		<p>章中に引用した。ここに記載されている数字は、その当時の生息数ではなく、釣り上げた数である。当時のイトウ生息状況を知るには、これ以外の記録はなく大変貴重な資料である。</p> <p>●本文12ページと18ページのイトウの写真が同じなので、別な写真に入れ替えたほうがよいのではないか。</p>
第2章	<ul style="list-style-type: none"> <li>●英訳の箇所について、英語の訳だと言う表現だと、言葉の議論をするときに必ず英語に戻らなくてはならない。また、言葉 자체がまだ一語一義とは言いきれないと思う。英語は片仮名で書くか、または英語ではこう表現しますぐらいにしておいた方がよい。</li> <li>●P.2-7のパブリックコメントの意見は、今後我々が取り組む湿原再生という意味における重要なポイントを提起していると思う。それに対して簡単な回答で終わることなく、親切丁寧な形で対応しないと、様々な誤解を生むと思う。</li> <li>●第2章の“自然再生とは”の説明では、機械(工法)など細かい部分を書き込めないと判断している。</li> <li>●全体構想にある地区的個別の具体論まで入ってしまうと、ほかについても全て入れ込まなくてはいけない。個別の地区的議論は、実施計画にまつわる部分だと思う。全体構想がまとまれば、各小委員会で、全体構想に則った形で、茅沼地区における氾濫源や蛇行復元にこの意見を十分取り入れた形で議論されていくものだと思う。</li> </ul>	第5章	<p>●5章の表題が「目標達成のための施策」とあるが、各施策の(2)は「本施策を達成すべき目標」となっており、「目標」が逆立ちしているので、チェック・整理が必要。</p> <p>(施策1について)</p> <p>●パブリックコメントでは、湿原の評価をきちんと行うことが大事ではないか意見がかなりあった。5章の施策1などの評価はある程度できることはないと思うが、まだ全部のデータがそろっていないこともあり、試行錯誤の段階だと思う。</p> <p>(施策3について)</p> <p>●パルプ原木・枕木・用材・杭木・薪炭材として表記されているが、誤解を与えないよう、木材需要の年代順を調べた上で、この序列を検討してはどうか。</p> <p>(施策4について)</p> <p>●環境省で公表している水質データによると、標茶町の瀬平橋地点のBODは、平成3~5年度と平成13~15年度とを比較した場合、悪化している率が高く、全国ワースト5に入っている。文中の表現では、下流だけが悪くなっていると誤解するので、中流域のデータも交えて整理すればよいのではないか。</p> <p>●データは下流に限らず、中流、上流もある。これらのデータを精査して、文章に書き込むか、あるいは追加資料として、グラフとして表現するかを検討させていただきたい。</p> <p>(施策5について)</p> <p>●“土砂供給源として農地が抜けているのではないか”との意見は、“生産源としての農地”との明記がないという指摘ではないのか。</p> <p>●“河川沿いの土砂調整地・緩衝帯などの設置を図る”という中の“など”に含まれていると考えている。現在、農地防災事業では、農地からの土砂の流出について、沈砂池を設置して湿原への土砂流入量の軽減を図ることを検討している。</p> <p>●農業サイドで沈砂池を計画し完成しているものもある。そこでデータを収集しているので、別の機会に報告できると思う。</p> <p>(施策6について)</p> <p>●パブリックコメントの意見については、丁寧に誠実に、よい印象を与えるような答え方をしたほうがよい。</p> <p>●意見で“一般市民や参加者への中で自発的な取り組みの意欲が深まったかどうか”と書き換えるという意見は、自発的という言葉を取り入れて、自分たちが主体的に参加をしたいとか、自然を大事にしたいということを評価指標に入れるべきだという面で重要なと思う。</p> <p>●自然再生事業がトップダウンにならないように、住民が受け身的にならないようにという意見で、市民の主体的選択権を確保するというのは、修文前の方が良かったと思う。説明の中にも主体的というのをきちんと取り込むようにという意図ではないかと思う。</p>
第3章	<ul style="list-style-type: none"> <li>●阿寒川は右岸地域に広い湿原が残っていると同時に、中流域はタンチョウの越冬地として、非常に重要な位置を占めている場所である。生態系のつながりを持った流域全体を、自然再生の取り組み範囲として考えるのが基本なので、阿寒川流域の保全は、釧路湿原の範囲として見ていく必要があると思う。</li> <li>●阿寒川の左岸側にある仁々志別川は釧路川の集水域であるが、5万分の1程度の縮尺では、はっきりと分かるように記載してほしい。</li> <li>●区域を決めるというのは非常に難しい。何かの基準で区切るとすると、流域という言葉が出てくる。現在の流域で区切るとどこかが欠けてしまうということになるのかと思う。</li> <li>●阿寒川の下流は、図では「阿寒川南部の大栄毛湿原」という表記にしている。5万分の1の地形図で、現在の仁々志別川の流域を明確にして本文の図に反映したいと思う。</li> </ul>		
第4章	<ul style="list-style-type: none"> <li>●イトウの釣り捕獲個体数の推移が示されているが、イトウの数についての詳しい資料はあるのか。</li> <li>●釧路市立博物館よりデータの提供があった。詳細なデータの中身については、必要があれば紹介させていただきたい。</li> <li>●1988年イトウ会議の時に、ある釣り団体に提供頂いた資料を文</li> </ul>		

## 全体構想の今後の周知方法について

全体構想の今後の周知方法については、以下に示すようなことを展開しながら広報周知していくことが決まりました。

### (1)全体構想広報周知資料の作成

- ・全体構想(本編)の作成
- ・全体構想概要版(A3両面)の作成
- ・子ども用パンフレットの作成

### (2)全体構想の広報周知方針(案)

- ・協議会・関係機関・団体ホームページに掲載(本編、概要版)
- ・関係機関・関係団体窓口への配置による配布(本編、概要版)
- ・希望者への配布(本編、概要版)(返信用封筒を同封の上申し込み、1部程度)

### (3)地域への広報周知方針(案)

- ・(仮称)釧路湿原自然再生の進め方ワークショップの開催(本編、概要版)
- ・関係機関・団体を対象にした勉強会の開催(本編、概要版)
- ・市町村広報誌に掲載
- ・新聞投げ込み

### (4)その他

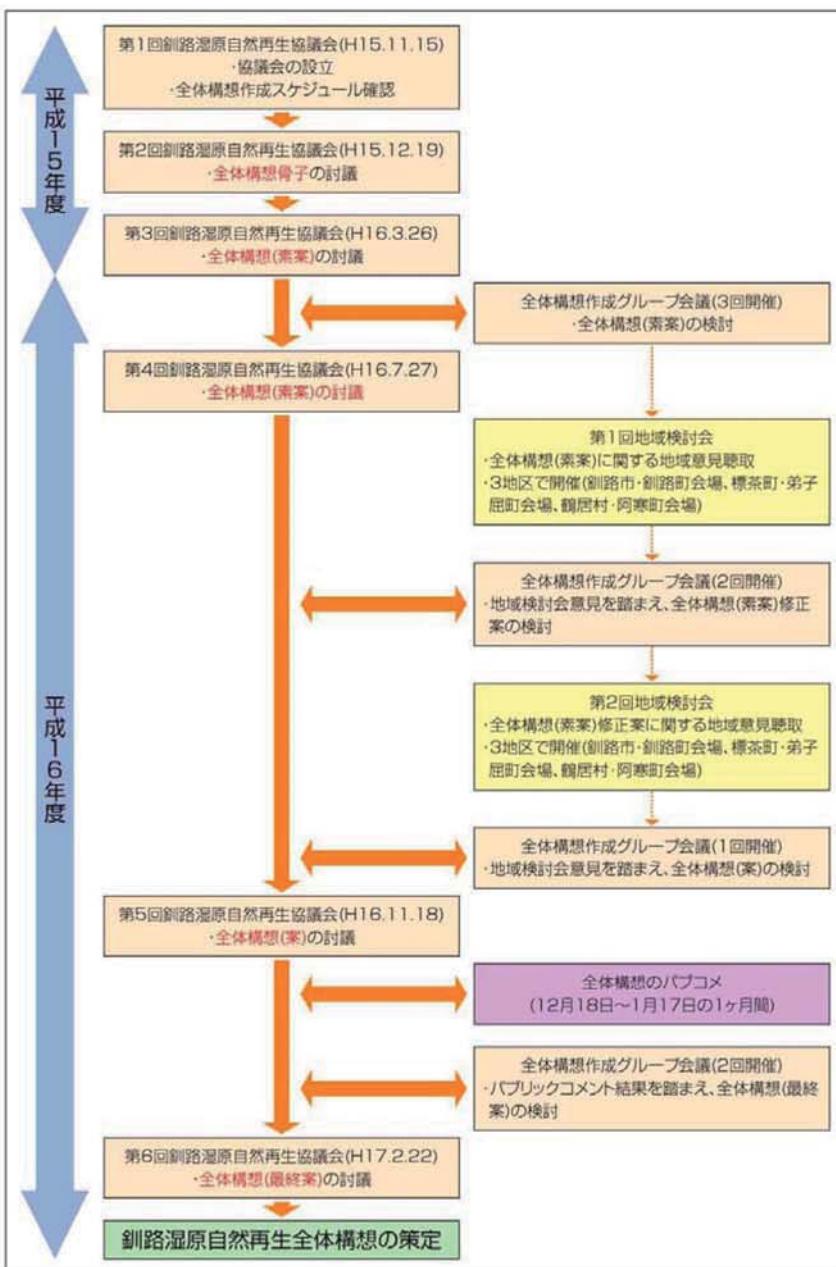
- ・意見提出者に郵送(本編、概要版)
- ・再生普及小委員会で議論
- ・英文パンフレットの作成
- ・道内関係市町村への配布

## その他

今後の予定として、次回第7回協議会(H17.5月予定)では、全体構想を踏まえた実施計画(素案)を討議することが確認されました。

# 全体構想とりまとめ経緯

釧路湿原自然再生全体構想は、「釧路湿原自然再生協議会」において約1年半をかけて検討されてきました。その間、6回の協議会での討議のほか、「全体構想作成グループ」での詳細な検討、「地域検討会」での流域住民との意見交換、パブリックコメントを行うなど、十分な検討が行われてきました。



全体構想(素案)についてフレインストーミング・セッション方式で討議(第3回協議会)



全体構想(素案)についてフレインストーミング・セッション方式で討議(第4回協議会)



全体構想作成グループ会議で全体構想の内容について詳細に議論を展開(第1回作成グループ会議)



全体構想作成グループ会議で全体構想(最終案)について詳細に議論を展開(第8回作成グループ会議)



全体構想(素案)について地域で議論(第1回地域検討会鶴居村・阿寒町会場)



全体構想(素案)について地域で議論(第1回地域検討会標茶町・弟子屈町会場)

※都合により、掲載できません。

※都合により、掲載できません。

▲平成17年2月24日(木)読売新聞

※都合により、掲載できません。

▲平成17年2月23日(水)釧路新聞

▲平成17年2月23日(水)北海道新聞

#### ■資料の公開方法

委員会で配布された資料および議事要旨は、釧路湿原自然再生協議会ホームページにて公開しています。  
ホームページアドレス <http://www.kushiro-wetland.jp/>

#### ■ご意見募集

釧路湿原自然再生協議会運営事務局では皆様のご意見を募集しています。  
電話・FAX・Eメールにて事務局まで御連絡ください。

## 釧路湿原自然再生協議会ニュースレター No.6

【編集・発行】釧路湿原自然再生協議会 運営事務局

【連絡先】TEL(0154)23-1353 FAX(0154)24-6839

E-mail: [info@kushiro-wetland.jp](mailto:info@kushiro-wetland.jp)